# 横浜弁護士会会長講演「私の出会った事件から」

(2011年7月9日)

## 小島周一氏

#### 略歴

1984 年 4 月 弁護士登録 弁護士会等の活動 2001 年度 横浜弁護士会副会長 2002 年度 日本弁護士連合会理事 2007 年 日本労働弁護団幹事長 2011 年度 横浜弁護士会会長 他に, 坂本弁護士と家族を救う全国弁護士 の会事務局次長

## 1 はじめに

## 司会 森田 (弁護士 本法務研究科教授)

今日は現在横浜弁護士会の会長を務めておられる小島周一弁護士をお招きしました。小島先生よろしくお願いいたします。

小島 みなさんこんにちは。横浜弁護士会会長の小島と申します。今日は、これから法律実務家をめざす方、学部生の方でこれから目指そうかなと考えておられる方、また市民の方にも呼びかけてお集まり頂いているとのことですね。本日ご出席をいただいているみなさんは、ほぼ実務家を目指す方々であると伺っておりますので、これからちょっと古いのですが、一つの事件を取り上げてお話ししてみたいと思います。

## 2 横浜山下事件の概要

実は、私が弁護士になり、弁護士登録をする 直前に起きた事件です。私は弁護士になった直 後からこの事件に係わりました。結論から言う と、経験3年以下の若い弁護士だけで弁護団を 組んで、3年8ヶ月後に無罪判決を得てそのま



講演会風景

ま1審判決が確定しました。今であれば当然裁 判員裁判となる事案ですから、若干の手続上の 違いがありますが、刑事事件という点では本質 的な相違はありません。そこで、なりたての弁 護士がどのような考え方でこのような事件に取 り組んできたのかということをお話しすること は、それなりにみなさんの参考となるのではな いかと思います。それで、この題材を選びまし た。「冤罪の構図 ―― やったのはおまえだ」(社 会思想社 1992年) という表題で、ジャーナリ ストの江川紹子さんが, この事件に関する本を 出版しています。この事件当時、江川さんは神 奈川新聞の記者でした。江川さんは当初からこ の事件を追跡取材してくれました。数年後に, 彼女は独立してフリーのジャーナリストになり ました。その後、いくつかの刑事事件、冤罪事 件を取材して、警察における自白強要について 本を刊行されたのです。その題名が「やったの はおまえだ」とされたわけです。その中に、こ の山下事件も取り上げられています。

## 3 事件の発生

早速、中身に入ります。山下事件とは何か、 お配りしたレジュメにあるように、山下さんは、 電機メーカーに勤務する普通の会社員でした。 この事件が起きた1984年当時は、奥さんと中 学2年生の息子さんとの3人暮らしでした。奥 さんは,数年前から突発性心筋症という心臓の 筋肉が次第に収縮力を失い、拡張して、最後は 心停止してしまうという危険をはらんだ病気に かかっていました。しかもその病気は治療方法 が確立していない難病でした。いつ発作がおき るかもしれないという状態にありました。奥さ んがこういう状態にあることは、警察も初めか ら認めていました。そういう病気ですから,心 臓の血液を送り出す力が弱いわけです。したが って、鬱血しやすい、肩がこりやすいという症 状も出ていました。また血栓ができやすいとい う状態でした。そこで、奥さんは、血栓予防の ための薬, ワーファリンを通常処方の限界を2 倍くらい超える量で服用していました。3月23 日の早朝に、山下さんは、起床時に隣で寝てい た奥さんのナミエさんが死亡していることを発 見したわけです。

レジュメ3枚目に部屋の見取り図がありますが、これは公団の部屋です。その一室にナミエさん、山下さん、息子さんの布団があります。そこでナミエさんが亡くなっていたわけです。 突然にお母さんが亡くなっていることに気がついて、息子さんが声をあげて泣いている様子を隣家の人が聞いています。そこで、隣家の人がどうも山下さんの処の様子がおかしいというので警察に通報しました。突然死だったので、警察の方では山下さんに奥さんの解剖の承諾を求め、当初は遺族の同意による行政解剖が行われました。

## 4 捜査·行政解剖

解剖を担当した警察の嘱託医は、ナミエさん の鎖骨付近に、首の下の方ですね、そこの筋肉 内に内出血があることを発見しました。それで

その医師は扼殺であると断定したわけです。そ れで、警察も殺人であると断定し、それを前提 にして調べが始まりました。ナミエさんが亡く なったのは早朝でしたが、殺人であるという結 論が出たのは、昼過ぎでした。山下さんは、午 前中は警察で日頃の奥さんの状況を聴かれ、普 通にやりとりをしていたのですが、そこへ突然 刑事が入室して,「解剖の結果が出た。殺しだ。 おまえがやったんだろう」ということで取り調 べが始まったわけです。もちろん山下さんは否 定しました。しかし、刑事は「専門家である医 師が鑑定して, 死因は扼殺であることがはっき りしたのだ。」という調子でした。山下さんは、 それに対して積極的に反論する材料を持ち合わ せていないので、次第に殺しを前提とするやり とりになって行きました。山下さんは、その過 程で「では誰かが外部から侵入して犯行を行っ たのではないのですか?」と言ったわけです。 刑事は,「鍵は閉まっていた。どうして人が外 部から侵入できるか?」と問い詰めました。そ れで、外部犯行説もつぶされました。それでも、 山下さんは、身に覚えがないことなので「自分 はやっていません」という主張を続けました。 そういうやりとりが昼から午後2時頃まで続き ました。2人の刑事が取り調べにあたっていた のですが、そのうちの1人が「これではらちが あかない。この家は父親と息子の2人暮らしだ から、父親がやっていないというなら犯人は息 子だ。息子を逮捕しろ」と言い出した。山下さ んは、まだ中学2年の息子がこのような取調を 受けたらとても耐えられないと思い、また私が やったといえば、息子は逮捕されずにすむと判 断して、「私がやりました」と供述したわけで す。山下さんは、「それではすぐにそれを上申 書として自筆で文書にしろ」と言われて、その ような文書を作成しました。それに基づいて, 山下さんに対する逮捕状が出て、山下さんは逮 捕されました。その後、山下さんは、4月15 日に殺人罪で起訴され, それまでの間, 警察官 による調書及び検察官による調書が、たしか合

計で9通作成されたのですが、その全部が自白 調書で、途中で否認をしたとか否認に転じたと いうことはありませんでした。

### 5 国選弁護・弁護団の結成

いまの横浜弁護士会では、ある程度研修を経てから国選事件を受任するというシステムになっていますが、私が弁護士になった1984年の頃は、弁護士になったその日から国選事件を受任してかまわないという状況でした。

私と同期の松本弁護士が初めて国選弁護事件 を取りに行くというので、4月の始めのある日 に、奥さんからお弁当を渡されて、家を出よう としたところ、奥さんがお弁当を渡しながら、 「どうせなら、殺人事件を受任したら」と言っ て肩をたたいたわけです。松本さんがその気に なって出かけたところ、ちょうど殺人事件に遭 遇したというわけです。それで、彼は第1回の 接見を行いました。そうしたら、最初から「私 は殺していません」という話が出てきたわけで す。その直後に、松本弁護士から私に電話があ り、「小島さん、すごい事件にあってしまった。 1人では難しいので、一緒にやりませんか」と いうことで、私も一緒に関わることになりまし た。ただ、松本弁護士が国選弁護人として選任 されていますが、私は、国選弁護人としては選 任されていませんから、最初の頃は、松本さん 1人が法廷に立つ、私は傍聴席にいるという感 じでした。また、私自身まだ弁護士になって1 ヶ月もたっていない時で、松本さんと2人でい きなり無罪判決をとろうとすることは無謀であ ると思ったので、 若手弁護士も参加している別 な弁護団合宿に行った際に声をかけたところ, 5人の弁護士が手を挙げてくれました。そこで, 合計7人の弁護士で弁護団を結成し、松本さん が主任弁護士で、私が事務局長を務めることに なったわけです。

#### 6 事件の検討

調べてみると、さきほど述べたように、ナミ

エさんの場合は、内出血がありましたが、心臓疾患でワーファリンという血栓予防の薬を服用しており、またワーファリンの副作用として出血傾向を増大させるということが分かりました。そこで、私たちは、ナミエさんの鎖骨付近の内出血にもワーファリンが関係しているのではないかと疑問を持ちました。さらに、扼殺の場合と心臓病で亡くなった場合とで、遺体の状況はとんど違いがないということがわかりました。を追いがないということがわかりました。をがしまらずに流動性を保持しているとか、内臓もではいるとか、そういう全身の所見は、判が始まる前に一般論として判明したことがらです。

それでは、扼殺と心臓病による死亡をどうやって区別するのかというと、扼痕、すなわち、首を絞めた跡が普通は皮膚に残ります。筋肉の内出血だけでなく、爪でひっかいたような跡が皮膚に残るなど、首を絞めた痕跡が表面に残るのです。しかし、ナミエさんにはそのような扼痕はありませんでした。解剖を担当した医師は、その後、この事件について「私は扼痕のない扼殺死体を見つけた」ということを学会で報告しています。解剖に立ち会った警察官の報告書にも、「遺体には扼痕は見あたらない」と明記されていました。少なくとも、皮膚に扼痕がないとすると、心臓病による死亡と遺体の様子には違いがないのです。

また、この事件の動機もおかしなものでした。 事件の前の晩に、山下さんは、炬燵でコップ酒を呑んでうたた寝をしました。先ほどの図面では、テーブルのある部屋があります。このテーブルは炬燵でもあるのです。ここで、山下さんは寝てしまったのです。その山下さんを起こさずに、ナミエさんが先に就寝しました。山下さんが目を覚ましたときに、自分を起こさずにナミエさんが寝ていることに気付き、これに激高してナミエさんの首を絞めて殺したというのがこの事件の動機だということになっているのでした。 す。

私が、最初に疑いを持ったのは、死因よりもこの動機の方でした。これが殺人の動機となるなら、世の中は殺人者で溢れてしまうことになるでしょう。口論の上激高して首を絞めるというなら分からないこともないのですが、自分の目が覚めたら妻が先に寝ていたというので怒りがこみ上げて扼殺したというのは、動機として理解できないのです。

### 7 公判

その時の裁判長は、検察官を10年ないし15 年務めた後で裁判官になり, ずっと刑事事件を 担当されていた方でした。われわれ弁護士の間 では、あの裁判官は機嫌が悪くなると、頬杖を ついた手の小指の先で鼻の横をこする仕草をす ると言われていたのですが、第1回ないし第2 回の公判では、その裁判長は、まさにそのよう な仕草をしながら「弁護人、なぜこのような普 通の否認事件でそのように頑張るんですか?」 と言うわけです。つまり、「解剖した医師の、 他殺である旨の所見が出ていて、逮捕前に自白 をし、またその自白を維持している。公判にな ってからなぜいまさら無罪と主張するのか、被 告人の虚言に引きずられているだけではないの か?」と。裁判長は、最初このような印象をも っていたと思われます。

私たちは、検察官請求の証拠はすべて同意しませんでした。それで、解剖した稲村医師も証人となって、証言台にたちました。稲村医師は、「他殺であることは、100%間違いありません」と証言しました。私たちからすれば、稲村医師は、先ほど述べたように、学会に対して、扼痕のない珍しい扼殺死体を発見したと既に報告しているわけですから、この事件が無罪になれば、学会報告が誤りであったことになるので、稲村医師はもはや第三者ではなくなっているわけです。しかし、そうだとしても、解剖した医師が他殺に間違いないという証言をしたままで判決がくだされたのでは大変なことになるので、私

たちは他の専門家に鑑定してもらうことを検討しました。私は,修習生時代に千葉大学の法医学である木村康先生の講演を拝聴したことがあり,木村先生とはその縁だけなのですが,木村先生に解剖の写真等を見てもらいながら,死因について再鑑定をしてもらおうと考えました。

## 8 私選の弁護団

ちなみに、1984年の9月以降は、私たちも 正式に弁護人となりました。なぜかというと, 8月に、松本弁護士が国選弁護人から私選弁護 人に切り替わり, 同時に私たちも私選の弁護士 に選任されたからです。私選弁護人であれば、 数に制限はありません。松本弁護士についてな ぜ切り替えるという言い方をするのかというこ とですが、当時の弁護士会には、弁護士たる者 は、一旦国選弁護を引き受けたからには、金目 当てに私選に切り替えるのは許さないという規 定があったのです。私達は、「事件によっては 私選で弁護団を結成した方がよい場合もある, 決して金儲けのためにやるわけではありませ ん」ということで、常議員会という弁護士会の 議決機関で特別の承認をもらって私選弁護人と なったわけです。しかし、実は、着手金は1円 も頂いていません。なぜかというと、山下さん は、ささやかな貯金を有していましたが、逮捕 された後、高校進学のために勉強中の息子さん を親戚の家に預け、その預金を養育費の意味で 親戚に預けていたわけです。したがって、私た ちにお金を払う人は誰もいないのです。

#### 9 木村鑑定

そういう流れの中で木村教授に鑑定を依頼しに行ったのが、たしか 1984 年の暮れか 85 年の始めくらいだったと思います。自分の記憶では、マスクメロンか巨峰かどちらかをポケットマネーで買って飛び込みでお願いした記憶があるのですが、たぶんメロンでした。それで千葉大学の研究室に木村先生を訪ねて、事件の説明をして鑑定をお願いしたのです。

木村先生は私たちの依頼を快く受けてくださ り,鑑定書を作ってくれました。それが,1985 年の7月です。木村先生の鑑定は、ナミエさん の死因は病死である可能性が高いという結論で した。いろいろな全身所見を見た上での鑑定で すね。ただ、筋肉の内出血については、外力に よるものだということでした。しかし、ナミエ さんは心臓病で肩がこりやすい, 鬱血しやすい という状態にあったので、肩を揉むとちょうど 鎖骨のあたりに手があたる、おまけにワーファ リンで出血傾向が通常よりも高まっていた。そ ういう意味で, 肩もみで内出血をした可能性が 高いという結論になっていました。私たちは、 これを証拠として申請しました。裁判所は、検 察官がこの鑑定書に同意しなかったので、まず 木村教授を鑑定証人として尋問した上でこの鑑 定書を採用しました。

裁判所は、捜査官側の解剖した医師が鑑定書を出しているわけですが、それを結論を異にする鑑定書が出たことで、裁判所としても独自に鑑定をすることとし、当時東大の法医学石山昱夫教授にも鑑定を依頼したわけです。

木村鑑定の話にもどすと,木村鑑定にある肩 もみの状況を法廷で検証することになりました。 山下さんにどのようにして肩を揉んだかを実演 させることにしたのです。それで86年3月に 肩揉みの状況についての尋問をすることになり ました。実は、この検証をやる前に、私が山下 さんの処に接見に行って,「こういうことにな りましたよ。肩をどう揉んだかを裁判所で実演 することになりました。山下さんはどういうふ うにナミエさんの肩を揉んだのですか」と尋ね たのです。すると、山下さんは、何と答えたか。 「先生、私は前の晩、ナミエの背中を指圧して やりましたが、肩は揉んでいません」というの です。私は「え?」と思いました。木村鑑定で は、外から力が加わって内出血したとされてい るのですから。しかし、検証の場で、山下さん に嘘を言わせることはできません。また裁判所 はすでに検証することを決定しています。私は,

法廷で山下さんにこう尋ねました。「ナミエさんはいつも肩が凝っていましたか。そういうときはどうやって揉んであげたのですか」と。前の日に揉んだかどうかについては質問しませんでした。検察官がこのことに気がついたらどうしようかと心配でしたが、検察官は気づきませんでした。そこで、肩が凝ったときの肩揉みについての検証は無事に終わりました。

## 10 犯行の再現実験

さて、この3月27日、レジュメの2枚目、 事件前夜のナミエさんの肩もみの等状況につい ての次の処をご覧ください。「弁護団が山下さ んの自白通りの行動は客観的物理的に不可能で ある旨の写真撮影報告書を申請する」と記載し ています。木村鑑定などで死因の究明をしてい たこととは別に、これと並行して私たちがやっ たことがあります。

もういちど3枚目の見取り図を見て頂きたいのですが、山下さんは、逮捕された後、どう犯行状況を自白したかというと、炬燵のところでうたた寝をした後、目が覚めました。もちろん息子さんも寝ていました。「なんだ。自分を起こさないで、先に寝てしまって」と、むかむかしながら自分も寝ようと思って、寝室へ向かかって歩いて行きました。そしたら、ナミエさんの布団の角に右足を引っかけました。それで、転付しました。転んだ後の姿勢は、ナミエさんにさんの顔を見、カッとなってそのまま右手で首を絞めて殺しました。

これが山下さんの自白で、その犯行状況を再 現したという実況見分調書と称する写真つきの 書面が検察から裁判所に請求されたのです。し かし、これは現場で撮った写真ではありません。 警察の柔道場に布団を1枚敷いて、そこにナミ エさん役の婦警さんを寝かせて、その布団の角 に山下さんが右足を引っかけているような写真 が1枚撮られていて、次に「私が倒れた後の状 況」ということで、ナミエさんに添い寝するような形で撮られた写真がありました。それから、「私がナミエの首を絞めた状況」という写真がありました。私が最初疑問に思ったのは、私は中学から大学までサッカーをした経験があるのですが、右足を引っかけて、左足で踏み切って、ナミエさんと添い寝するような形で倒れるということは考えられないのです。それで本当にそうなるのかどうかやってみようということになりました。

先ほど話したとおり、ナミエさんが亡くなった後、隣人の110番で警官が駆けつけたのですが、そのときに当時の室内の様子が写真に撮られ、報告書が作成されていました。ちょうどこの図の右側、ナミエさんの布団と書いてあるところを撮影した写真があったわけです。亡くなったナミエさんも写っていました。そこで、この写真通りに現場を再現して、自白どおりの犯行が可能かどうか実験してみようということになったのです。

山下さんの家は公団住宅ですから、同じ間取りの家が幾つかあります。そこで、同じ間取りの家の居住者で協力してくれる方を探して、報告書の写真の通りに現場を再現したわけです。そうしたら左足で踏み切って飛べるどころの話ではなく、自白どおりの犯行は物理的に不可能なことがわかりました。

テーブルと記載してある部屋と左側の寝室の間にはふすまがあります。このふすまは、図面からも分かるように、幅が3枚分あります。ふすまは3枚分ですが、敷居は2本です。ですから、ふすまを全部開けても1本の敷居には必ず2枚のふすまがあるのです。そこで、ふすまを全開しても、その右の図のようにしかなりません。つまり、ナミエさんの布団は、24~5センチしかふすまの端から出ていないのです。そうすると、警察の柔道場でやった、右足を引っかける形で躓こうとすると、身体の左半分がふすまにあたって、そもそも前に倒れることができないのです。そういう状況を全部写真に撮影し

て報告書を作成しました。本人の自白は、現場 を見ていない警察官の誘導通りに供述していっ たとしか考えられないことをこの報告書で明ら かにして提出したのです。

余談ですが、同じ間取りの家を借りて現場検 証した後で、念のため山下さんが住んでいた部 屋に行ってみました。殺人事件があった部屋と いうことで、その後借りる人が現れず、鍵もか かっていなくて、そのまま中へ入ることができ ました。そこで、同じ状況であることを再度確 認して、その写真をも一緒に提出したわけです。 こういう写真を提出したのですが、検察官は証 拠採用には不同意でした。私がその報告書の作 成者でしたから、証人として出廷して、報告書 の作成経緯について証言しました。最初は、弁 護団の方から主尋問が行われ、次に検察官から 反対尋問が行われました。そしたら, 検察官が 尋問の中で、私に向かって「証人の言う通りで あれば, 犯行は不可能ではないですか?」と言 ったのです。私は「そうです」と答えました。 検察官は慌てて「今の質問は撤回します」と言 いました。

#### 11 石山鑑定

そういうような状況になったのですが、他方で、裁判所が死因鑑定を依頼していたことについては、1986年の7月に石山教授の鑑定書が提出されました。

鑑定結果は、他殺でした。裁判所が選んだ東 大教授の鑑定結果が他殺だったのです。ただ、 大変おもしろい鑑定書でありまして、稲村鑑定 では、鎖骨付近の内出血はその場所を直接に絞 められた際のものとされていたのですが、石山 教授は、そこを締めたのでは位置として低すぎ て不自然だと思ったらしく、扼痕が残りにくい 手のひらで、内出血の場所よりもっと上部を締 めたと言っているのです。しかし、人を殺そう とする者が手のひらで首を絞めるでしょうか。 いずれにしても、手のひらで押して筋肉が横に 引っ張られ、その結果、離れた場所の鎖骨付近 の血管が切れて内出血が生じたというのが,石 山教授の意見でした。

そればかりではありません。鑑定書は数 10 頁に及ぶのですが,最初の頃は,ナミエさんの 頸部の写真について,扼痕と見られなくもない 変色があると書いていますが,真中では扼痕と 見られる変色があるとなり,最後の意見の処で は,扼痕があるということになっているのです。 解剖に立会い,肉眼で見た警察官が扼痕は見あ たらないと報告書に記載しているのに,また解 剖した医師も扼痕のない他殺死体を発見したと 学会で報告しているのに,なぜ写真から扼痕を 見つけることができるのか。それは,私として はとても疑問でした。しかし,裁判所が選任し た東大教授の鑑定です。これをそのままにした ら,扼痕があると裁判所に判断されるおそれが あります。

そこで、最初にご紹介した江川紹子さんとお会いした際に、写真に詳しいのはカメラマンであろうと思ったものですから、カメラマンの紹介を依頼したのです。カメラマンの目から見て、本当に写真から扼痕があるかどうか分るかを知りたかったのです。そしたら、その後で、江川さんが「写真の専門大学があるらしい」と教えてくれたのです。それが東京工芸大学でした。そこで、私は、これも飛び込みで、東京工芸大学へ行きました。そこの教授に会いました。そもそも扼痕を写真で見つけられるのかどうかを聞いたわけです。色々なことがわかりました。

写真で見つけるということは、結局写真上の変色から見つけるということになりますね。そのためにはいろいろな条件がある。本当は、まず色見本と一緒に写真を撮らなければならない。つまり、コダックは黄色みが強い、富士は青みが強いとか、プリントアウトされた写真は元の色を100%正確に再現するわけではないので、色成分がはっきり分かっている色見本を横に置いて写真を撮らないと本当の色は分からないということでした。

また、扼痕としみ、そばかすは、どう区別す

るかというと、扼痕というのはギューと締めるので、その後皮膚の表面がザラザラになって乾燥して変色する。そうすると、銀塩写真の場合、微少であっても裏にザラザラの影が映り込む、それでただの色素沈着なのか、扼痕であるかを見分けることができる。しかし、そのためには、レンズと光源が平行していては駄目で、角度をつけて撮影しなければならない。

そういうことで、写真から扼痕を見分けるためのいろいろな条件を教えて頂いたのです。これで、石山教授の反対尋問に備えました。

石山教授の反対尋問は、私が2回やりました が、石山先生は別の再審事件でも検察側の鑑定 人となったことがあり、そこでも写真から扼痕 を見つけたというような鑑定書を出しているの です。私は、その際の石山教授の尋問調書を取 り寄せて、石山教授はどんな性格の持ち主かと いうことも含めて調べてみました。こちらの方 向で脇を固めながら尋問していって最後に結論 を求めると,本人がそれを察知して,いきなり, 「いやドイツの学説では,--」と話を分からな くしてしまうというやりとりもあったりしまし た。それについても対策を考えて、石山教授の 尋問をしました。そして,その尋問で,石山教 授に「あなたがナミエさんの扼痕を見つけたの はどの箇所ですか?」と聞いたわけです。そし たら「こことここだ」と3ヵ所あると答えまし た。それで予めナミエさんの拡大写真を用意し ておいたので、その写真に扼痕だという部分を 書き込んでもらい、調書の末尾に綴じてもらい ました。

その上でもう一度東京工芸大学に行きました。 「石山教授は、これが扼痕だと言っているのですが、それが本当に扼痕かどうかを写真から分析して鑑定していただけませんか」と教授にお願いし、1982年の3月にその鑑定結果が出ました。東京工芸大学の鑑定書は、石川和夫助手が作成してくれました。

どのような内容の鑑定書か。石山教授が見つけたという3ヵ所の扼痕が1直線上に並んでい

ました。したがって、東京工芸大学では、写真 上の扼痕だという3ヶ所を1本のラインで結び、 そのラインを640の点にわけて、それぞれの点 について、パソコンで光の3原色で分解しまし た。色は、光の3原色の割合で決まるわけです が、また高さで明るさが決まります。そしたら、 その一直線上で、確か石山教授の示した扼痕だ という3ヶ所については、光の3原色の割合と 高さは同じだったのですが、それだけではなく それとほとんど同じ3原色の割合と高さの箇所 が、ほかにも4カ所くらいあるのです。つまり、 その線上に扼痕が7カ所あるのか、実は石山教 授が扼痕だという部分はただの色素沈着の大き めのものかどちらかです。この分析結果は、色 素沈着であることを積極的に証明するものでは ないけれども,同じ線上に扼痕だと言われるも のの他にさらに4カ所同様のものがある、この ように一直線上に7カ所も扼痕があるなどとは 通常考えにくい。以上の事柄を鑑定書に作成し て頂きました。この鑑定書は、石川和夫助手の 尋問を経て証拠採用されました。

## 12 内藤鑑定

ナミエさんの死因については、解剖した稲村 医師の鑑定、木村鑑定、石山鑑定、さらに石川 鑑定が出されましたが、私たちは、当時藤田保 健衛生大学の法医学の先生であった内藤道興教 授にも、いろいろつてを辿って死因について鑑 定を依頼しました。この内藤鑑定は、はっきり 病死であること、また内出血も単に薬による副 作用であり、かつ心臓発作により時折生じるも のに過ぎないという結論でした。この鑑定書も 採用されました。

#### 13 論告求刑・最終弁論

そういう流れで、山下さんの本人尋問を経て、 最後62年の7月に検察官の論告求刑となった のですが、検察官は懲役8年を求刑しました。 これだけ有罪か無罪かが徹底して争われた事件 であるにも拘わらず、検察官の論告は40分の みでした。本当にサラッとした論告でした。私 たちは9月に最終弁論を行いましたが、そのた めに300頁もの書面を用意しました。合宿まで やってまとめたものです。ちなみにいま教室に 入られた鈴木義仁(弁護士 本法務研究科教授) 先生も、一緒に合宿し、書面をまとめたメンバ ーです。鈴木先生は本人尋問も担当されていま す。判決言渡しは11月でした。私は、判決を 聴きに行くときに「有罪かもしれない」という 気持ちは全くありませんでした。有罪はあり得 ないと確信していました。すでに公判の途中で, 新聞記者が無罪かもしれないという方向で動き 始めていました。たとえば、刑事部長が「起訴 は正当であるけれども, 起訴前の捜査があまり にも杜撰である」と言ったというような情報が 新聞記者からも伝わってくるのです。

### 14 裁判所の感触・無罪判決

私たち弁護団は,裁判長の感触を得たいとい う話になって、判決前に裁判長に会いに行きま した。この時の裁判長は、最初に事件を担当し た検察官出身の裁判長ではなく、途中で代わっ た方で、落語の6代目圓生師匠のような風貌の 持ち主でした。ちょっと声が小さめな方でした。 その裁判長に,「裁判長の声は小さめなので, また傍聴人が多いと思われますし, マスコミが 集まる可能性も高いので、判決言渡しの時にマ イクを設置して頂けませんか」という申し入れ をする形で会いに行ったのです。そしたらにこ やかに出迎えてくれました。そこで、今のよう な話をしたら、裁判長の方から、「今日は、み なさんが判決の内容を聞きに来たのかと思いま したよ」と言うのです。私たちが「本音は、そ れを伺いたいところです」と言うと、「いやい や!」と笑っているのです。もし,有罪判決を 書く気持ちなら、裁判長からそのような話題を 持ち出さないだろうと思いましたので、これは 大丈夫だと思ったりしたわけです。

そういうことで、11月10日に「被告人は無 罪」という判決が言い渡され、また検察官は8 日目にすぐに控訴を断念して,山下さんの無罪 判決が確定しました。

#### 15 後日談

弁護団は、無罪判決を得たのですが、後日談として、山下さんは殺人罪で逮捕されたということで、会社を解雇されていました。そこで、その会社と交渉して、まえと同じ地位で復職させる、また公団も契約を解除されていたので、それを取り消してもらうこともしました。

### 16 人はなぜ嘘の自白をするのか?

私は、弁護士として以上のような事件に関わ ったのですが、ひとはなぜ自白するのかが問題 です。いまでも自白偏重に対する批判はいろい ろありますね。いろいろな事件があります。た とえば、電車内で痴漢と間違われて逮捕された ような場合で、自白すればすぐに罰金で終了す るような事件について考えてみましょう。被疑 者が無実を主張すると、拘留は10日以上に及 び、勤務先から解雇される可能性があります。 それよりは、自白して罰金を払って終わりにす る場合もあると思われます。そこは、いろいろ な場合があると思うのですが、山下さんの場合 は、専門家が解剖して殺人であることを断言し たことで、「もう何を言っても全く聞き入れて もらえない、どんなに頑張っても、受け入れて もらえる余地が全く感じられない」という事情 がありました。また,「息子が被疑者とされた らどうしよう」という気持ちもありました。そ れらが嘘の自白をさせられた大きな理由です。

もう一つ、私がこの事件を担当して思ったのは、いま普通にまじめに暮らしている日本人は、裁判に対する信頼を持っています。ですから、取り調べの段階で、やむを得ず警察官に合わせて嘘の自白をしても、裁判になったときに本当のことを言えば、裁判官はたちどころに真相を見抜いて、無罪判決をしてくれるのではないかと考える傾向があるのではないかということです。自分が犯罪をしていないことをわかってい

るからこそ、逆に、今嘘の自白をしても、やっていないと言えば、すぐにわかってもらえるはずだと思ってしまうのです。

本人は、まさかそれが分かってもらえるまでに、3年8  $_7$ 月もかかるとは、考えていないわけです。山下さんは、以上のような事情が重なって自白に追い込まれたのです。

それでは、拘留中になぜ自白を続けていたの かというと、結局裁判が始まる前に自白を翻す と, また息子に累が及ぶと思い, 警察や検察に 話を合わせるしかなかったのです。自白偏重捜 査が問題なのはこうしてえん罪の温床となると ころにあるのですが、ただ、私はこの事件につ いては警察官にも多少同情の余地があると思っ ています。私は、取調べにあたった警察官を反 対尋問したのですが、解剖した医師が「殺人 だ」と断定した以上、犯人は山下さんの他には あり得ないという先入観があります。それで, 山下さんが自白したということで、安心してし まうのです。本人の言うことを本当にそうなの かと丁寧に検証し、また客観証拠でそれを裏打 ちするということをしないのです。柔道場で布 団1枚敷いての犯行再現という杜撰なやり方を することになったのです。そういうことで、被 疑者が自白したために、捜査官が安心してしま って、そこから先の捜査がおろそかになったと いう感じもします。自白偏重にはそういう問題 点もあると思います。

#### 17 鑑定の役割

それから刑事事件における鑑定の役割と限界を指摘しておきたいと思います。この事件において仮に鑑定書が1通しか出なかったら,裁判所はたぶんその1通の鑑定書に沿った判決を書いたのではないかという思いを払拭することができません。裁判官は医師ではないので,専門家の判断に対してはとても自信がないわけです。専門家の判断があると,別の専門家の反対の意見がないままで,その判断を否定する判決を書くことはなかなか大変なことです。しかもこの

事件の場合には、解剖した医師が、扼痕はないけれども、内出血は首を絞めたのが原因であると断定している。次に木村教授は、病死ではあるが、内出血は肩揉みの際に指があたったものである可能性があるという。石山鑑定は、首を絞めたのは間違いがないが、指ではなく手のひらで絞めたという。内出血は押された場所とは離れた別の箇所にできた。扼痕はあるのだというわけです。他方、内藤教授は、死因は病死で、内出血も外力によるものではないといわれました。4者4様の所見がある。鑑定というのは、事後的に過去を振り返っての判断の記載であって、実際に経験した事実の記載ではない。どうしても、鑑定者の判断が入り込む。これを考慮しないままでは危険です。

## 18 無罪を確信したとき

私自身は、山下さんは絶対無罪だという確信 をしていました。最初に接見した松本弁護士も, 山下さんの最初の訴えを聞いて無罪を確信した と言っていました。私は、自分が修習生の頃に 元被告人の話を聞く機会がありましたが,これ は無罪という結果が出てからの話ですから、状 況が異なります。山下事件の場合は, 現在進行 形で裁判が行われており、無罪になるかどうか は予測することができませんでした。私はこの 裁判を3年以上の間やりましたが、山下さんの 接見に7人くらいの修習生を連れて行ったこと があります。接見室というのはすごく狭いので, 拘置所側は,修習生の立ち会いをいやがるし, そもそも認めない場合もあります。しかし、私 は、修習生は将来検察官になるかもしれない、 被告人との間にはアクリル板もある、また修習 生は立ったままでかまわないということで、修 習生の立会いを認めてもらいました。接見後に 事務所に戻ってから、修習生には、記録にも目 を通してもらった上で,「この事件について山 下さんは有罪と思うか無罪と思うか?」と聞い たことがありました。7人のうち,5人は,拘 置所まで連れて行ってくれた弁護士への遠慮か

らか,「無罪と思います。」というのですが、2 人または3人くらいは「有罪」説でした。当時 の修習生は、ノン・リケット(真偽不明)とい う言い方をすることが多かったですね。無罪説 は、「有罪とするにはまだ疑問が多すぎる」と いうわけです。他方、有罪説は、「自白までの 時間が短い,たった2時間だ,またその後も自 白を維持している。また解剖した医師は肉眼で 視ている。その判断は優先されるべきではない か」というものでした。ほかにおもしろいなと 思ったのは、接見の間、山下さんがずっと目を 合わせなかったことを理由に挙げた修習生がい たことです。たぶん、その修習生は、テレビド ラマの影響で, 無実の人はこちらに目を向けて 訴えかけてくるというイメージを持っていたの でしょうね。視線をずらして気弱な様子で話す というのは、どこかに後ろめたいものがあるの ではないかという考え方をしたのでしょう。し かし、山下さんは、もともととても穏和な方で、 強く無実を訴えかけることができるようであれ ば、もう少し取調べの際に頑張ったでしょうね。 またその修習生の中で1人裁判官になった人が います。彼はたまたま刑事部に配属されました。 そのあと、私に手紙をくれました。その人は、 山下さんの事件については有罪説だったのです が、山下さんの無罪判決確定の記事に触れて修 習生時代に良い経験をすることができましたと 言ってくれました。

それでは、私はいつ無罪を確信したのか。結論から言うと、内藤鑑定ができた1986年の12月直前です。もう少し詳しく言うと、たとえば、有罪が曇空、無罪が青空の状態であるとします。だいたい検察官が起訴するような事件についてはあちこちに雲が出ているのです。先ほど述べたように、こんな起訴状の動機で殺人を犯すのだろうかということも疑問ですから、そこには雲の切れ目で少し青空が見えているのです。しかし、解剖した医師の他殺の所見はまた雲を意味します。調べて行くと、その雲が幾つか消えて行ったりするわけです。私の感覚では、次第

に青空が広がっているが、また新しい雲がポッ と浮かぶという状態でした。たとえば、木村鑑 定が出て、内出血は肩揉みに起因するというの を見ると,「これだ!」と喜ぶわけですが,山 下さんに尋ねると、「前の晩には肩を揉んでい ません」と言われて落ち込むわけです。しかし、 全体として次第に雲は減少しているのですが、 まだ完全な青空にはなっていない状態でした。 しかし、私の中では、内藤鑑定を見た瞬間に、 完全な青空状態になったのです。1点の雲もな い青空となりました。その理由は、2つありま す。1つは、鎖骨付近の筋肉内出血が病死の場 合にもあるという実例があったこと、これは内 藤先生が以前に行ったたくさんの鑑定事例の中 で30代前半の男性が、これは事件性が全くな いものなのですが、突然死してしまった。やは り心臓発作のケースでした。それで、本事件と 同じ箇所に内出血があったのです。どうしてそ ういうことが起きるのかと内藤先生に伺ったと ころ,心停止によって突然死する場合は,それ までは血液が循環している、普通に肺呼吸もし ているのです。そうすると,赤血球が酸素を乗 せて身体中の細胞を回る。それで、酸素をおろ すということをやっているわけですが、心臓病 で亡くなる人は、酸素という荷物を積んだ赤血 球の物流がそこでいっきに停止します。そこで 身体が酸素を消費しても,次の酸素が運ばれて こない。それで酸素が不足しているという信号 が脳に働いて、酸素を取り入れようとして、肺 の周辺に痙攣が生じる。それで肉離れ的な状況 になるのではないかといのが、内藤先生のご意 見でした。こればかりは実験ができないので、 そのように解釈するしかないというわけです。 それが本当かどうかというよりも、少なくとも 事件性が全くないケースでも, 同じ箇所に内出 血が生じたということがとても大事です。それ によってナミエさんの内出血もワーファリンと いう薬を服用していたことも相まって不思議で はない、すなわち、内出血は外力以外でもあり 得るということが重要でした。

もう1つは、木村鑑定に対する山下さんの言 動です。彼が本当は殺したのに弁護団には殺し ていないと言っていたとしたら、一番大きなネ ックは、ナミエさんの内出血です。山下さんは 木村先生の鑑定書の内容を聴いています。木村 先生の所見は, この内出血は肩揉みが原因だと していました。もし山下さんが嘘をついてまで 罪を逃れようとする人であれば, 回りに誰も見 ている人がいなかった訳ですから, この木村鑑 定に飛びついたでしょう。「本人が、肩が凝る というのでいつもよりも長い時間揉みました」 くらいのことを述べたかもしれません。ところ が、山下さんは、私に対して「前の晩、背中の 指圧をしたけれども、肩は揉んでいません」と 言ったのです。私は内藤鑑定ができて,内出血 が病死でもあり得るということがわかったとき, 同時に, 山下さんについて「この人は, 私に本 当のことを述べている」という確信を持ったの です。そういう意味で、私にとってはこの内藤 鑑定が出てきたときに、完全な青空、完全な無 罪となったのです。

#### 19 裁判所に緊張感をもってもらうということ

この山下さんの事件に関しては、私たちは裁 判の途中からけっこう新聞記者と接触しました。 たとえば、写真の鑑定については、裁判所に鑑 定書を申請する前に、朝日新聞の記者に連絡を とって「お宅だけにスクープ情報をあげるよ」、 「コンピュータ分析で無罪判決を得るというの は、たぶん全国初だよ」と情報を提供しました。 その際、鑑定書のコピーを渡したわけですが、 次の日に「弁護団, コンピュータで無罪を立 証」という見出しで記事がでました。裁判所と いうのは、事件に関する記事が出ると、必ず書 記官がコピーをとって担当裁判官に渡すのです。 これは裁判官に対するプレッシャーを与えると いう戦術です。ほかには、国民救援会というえ ん罪事件における被告人を支援している団体が あるのですが、そちらにも連絡をしてたくさん の方に傍聴してもらったり、慎重な審理を求め

る署名を集めてもらったりもしました。映画監督の山田洋二氏、俳優の田村高広氏等200人くらいの方々の署名を頂いて裁判所に提出しました。

どうしてそんなことをするのでしょうか。真 実を発見する場としての法廷は、多数決になじ まないはずです。逆に傍聴席がいっぱいになっ て,数の圧力で黒を白と言いくるめることにな らないでしょうか。署名活動に対しては、そう いう疑問や批判もあります。しかし、私たちは、 無理矢理こういう判決を出せといっている訳で はありません。「この事件はみんなが注目して いる事件ですよ。」「この事件の結果は新聞にも 載りますよ。」そういうことを伝える中で、裁 判所には, 誤った判断をしないように, 緊張感 をもって判決に臨んでほしい。そういう意味で, 私たちは、裁判官に働きかけをしたのです。検 察官が起訴すると、裁判所は、よほどのことが ない限り, 起訴には根拠があるのだろうという 前提で審理をしているのではないかと思います。 いろいろな証拠を真剣にみてほしい。緊張感を 欠いてえん罪判決をだすことだけはしないでほ しいという気持ちでした。

## 20 弁護士としての気概

あと、これから法律家を目指すみなさんの参 考になるとよいのですが、弁護士としての気概 を持つことと過信することとの間にバランスを とって欲しいということです。ほとんど刑事事 件の経験を持たない若手の弁護士だけでこの事 件を引き受けて、被告人に不利益な判決が出た らと考えると、怖いですね。しかし、法律家に なるということは、たとえば、弁護士であれば、 弁護士登録をしたその日からアマチュアのゴル ファーがプロのゴルファーになるのと同じです。 アマチュアは、ハンディをつけてもらえますが、 プロゴルファーになった瞬間に、試合に出場するときハンディはつきません。弁護士もそれは 同じです。1人前の力が本当にあるのかどうか という問題と、1人前の弁護士としての気概を

もってやって行くことは同じではありません。 しかし、この気概を失ってはいけません。私は、 松本弁護士から電話をもらって一緒に弁護する ことになってから、ほかの大手の弁護士事務所 に籍をおく同期の若手弁護士に相談したことが ありました。その弁護士は、「それならベテラ ン弁護士に入ってもらう必要がある」というの です。理由はよく分からないものの、私はその ときに何となく反発を感じました。「ああ、そ うかじゃあベテランに入ってもらおう」という 考えには至らなかったのです。しかし、松本弁 護士と私だけでは重荷だったので、ほかの若手 弁護士にも声をかけて、お願いしますではなく、 一緒にやりましょうと声をかけたのです。それ で、弁護士経験3年未満の若手弁護士7人が弁 護団を構成したのです。あとから振り返ってみ ると、あの瞬間に重大な殺人の否認事件なのだ から, ベテランに入ってもらうということは, 自分が他人に頼って逃げてしまうような気持ち になるのでいやだったのです。しかし、私はま だ新米弁護士でしたから、自分1人で勝てると いう自信もありませんでした。それで、私より も少し経験を積んだ若手弁護士に声をかけたの です。現在は、弁護士会に入会後いろいろな研 修を受けるし、法律相談を受けるに際しても一 定程度の経験が必要です。それはもちろん市民 の弁護士に対する要求も高くなっていることも ありますが、気概をもって1年目から弁護士と して職務に取り組んで行くことも必要であると 思います。

## 21 まとめ・裁判員裁判との関係

最後に、もしこの事件が現在の裁判員裁判によっていたらどうかということについて触れてみたいと思います。はっきり言って、私は少し危惧を感じます。というのは、この事件では裁判をやりながらつぎつぎと新しい問題が出てきて、それに対応して行ったという面があります。それを最初に証拠開示、公判前整理をし、その頃までに弁護人の方も基本的には捜査をし尽く

し、争点を整理して、あとは全日開廷で一気に 判断するというやり方では、無罪判決を得るこ とができたでしょうか。そこに少し危惧を感じ るわけです。裁判員裁判であるからといって本 来無実の人が有罪になってよいということはな いし、裁判員の負担が大きいという理由で審理 をはしょってもよいということにはなりません。 その辺はまた見直しの時期が近いので、問題提 起をして行く必要性があると考えています。

#### 質問

○ 最初に解剖をされた稲村医師というのは、 どのような人だったのでしょうか。

小島 当時は、横浜市内の大学医学部の助 手を務めていた方です。その方はまだ30代前 半でした。しかし、解剖の経験はたくさん積ん でおられました。しかし、はっきり言って、内 出血をみてその原因は外力によると断定して、 そのほかの原因を遮断してしまったというのは, 未熟といわざるを得ないですね。学会報告まで しているので、そこに私心が混じってしまった ような感じがします。だから、木村鑑定が出た あとであったと思いますが、その方は、もう一 度自分で意見書を作成して提出してきました。 このとき, 稲村医師に対する反対尋問は, 松本 弁護士が担当したのですが、「あなたの尋問は、 被告人を無罪にしようとする魂胆が見え見えで はありませんか」というようなことを言ってい ました。稲村医師は、その後教授になりました が、いまは横浜市大から離れています。たくさ ん解剖をやっています。オートバイ事故の鑑定 で、ヘルメットの重さで頸椎が分離して死亡し たという状況を解明するという成果もあげてお られます。法医学鑑定を引き受けてくれる方は, 全国的にも少ないですね。

#### ○ マスコミとの関係について

小島 山下さんが最初に逮捕された直後に、 死刑再審の2件目だったと思いますが、財田川 事件で再審無罪判決がでたという記事が社会面 に載りました。それで、6段抜きで「財田川事 件の元被告○○さん、万感の思いでカラオケ」 という記事が写真とともに出ていました。2度 とこういう事件を起こしてはいけない,裁判官, 検察官にも問題はあるが、いままで一方的に報 道してきたマスコミにも責任はあるという記事 の下に、「旭区で妻殺しの会社員逮捕」という 山下さんの記事があったのです。その3年8ヶ 月後に, また山下さんが法廷で, 判決言い渡し の日に自分の思いを込めて白い上下の服で法廷 に立ちました。たしか鈴木義仁先生が、裁判所 の正面で無罪の垂れ幕をかざしたと思います。 山下さんの記事が再び写真付きで社会面に掲載 されました。その後、新聞は、逮捕されてから 被疑者が自白しているかどうか、また弁護人が 付いている場合には、弁護人にも取材するよう になりました。また警察側の一方的な発表だけ を記事にするのは公正でないという考え方が少 しは出ています。マスコミの利用というのは、 一般論としては難しいですね。時に報道される 側の事情が欠落します。私は, 坂本弁護士一家 殺人事件が発生したとき, 坂本弁護士は同じ事 務所の同僚だったのですが、坂本弁護士の救出 活動においてマスコミとはよい関係を作ること ができたと思います。マスコミとの距離感とい うのは, 事件ごとに違いますね。

## ○ 裁判員裁判と弁護士会の対応

小島 裁判員裁判の制度が導入されることについては、弁護士会は、トータルな判断としていまの刑事司法に市民の目が入ることについて肯定的な立場でした。もともと陪審制度導入を提案していましたから。しかし、他方で、市民の視点が入るとともに、そうなったがゆえにもの視点が入るとともに、そうなったがゆえにもも人の防御権が侵害されたり、不利益が大きくなってはいけないという考え方もありました。いまちょうど裁判員裁判の見直し時期でもあるので、全国の裁判員裁判を経験した弁護士からので、全国の裁判員裁判を経験した弁護士からで、全国の裁判員裁判を経験した弁護士からで、全国の裁判員裁判を経験した弁護士からで、全国の裁判員裁判を経験した弁護士からで、全国の裁判員裁判を経験した弁護士がある。そうです。保釈の運用についても問題があるところです。保釈の運用についても問題があるところです。とも含めていま検討しているところ

です。

○ 検察官の論告時間が短かったというのは、 検察官も無罪を予想していたのか。

小島 検察官の論告は、いま資料を見直したところ、25分でした。この事件で、25分の論告というのは、戦意喪失に近い状態であったと思います。内藤鑑定が出ていた。あと石山鑑定が出て、石山鑑定について言うと、私が反対尋問を終えたとき、裁判長が1つだけ補充質問をしました。「鑑定人の方には、強気の方と慎重な方がおられますが、先生はどちらのタイプですか?」そしたら石山教授は、「私は、もちろん慎重な方であると思いますが、鑑定人たる者、時には決断しなければいけません」と答えたのです。裁判長がそのような質問をしたということは、石山教授の発言が少し強引であると思います。危機感を持ち始めたのではないかと思います。

#### ○ 被疑者国選について

小島 被疑者国選弁護の制度がスタートして いるので、弁護士は、被疑者が逮捕された時に 被疑者のもとに駆けつけることがあります。そ こで、被疑者は、もちろん仰天していますが、 詳しく話しを聴き, そこで本人がやっていない というのであれば、もちろん起訴のリスクを説 明し、また私の場合には、無実なら最後までが んばるように言います。弁護士が被疑者の訴え を自分のところで判断して,「そんないいわけ をしているとかえってまずいよ」というような 話になると、被疑者は取り調べの段階では警察 や検察から同じことを言われ、追求されている ので、心が折れる可能性が高くなります。たと えば、山下事件の1回目の接見で、山下さんが 否認しても, 弁護士が「だってあなた, 上申書 を書いているのは間違いないのでしょ。その後 も自白を維持していますね。あなたはみていな いかもしれないけれど、解剖した医者が、他殺 は間違いないという鑑定書を書いている。これ で、公判において否認したら、全く反省してい ないとみられて、かえって罪が重くなる」とい

う言い方をすれば、「それなら、先生にお任せ します」などということになりかねません。い ま足利事件の検証が行われていますが、当時の 弁護人が、途中から否認に転じた被告人の訴え を十分聴かなかったということを日弁連の研究 チームが報告しています。そういう対応をして しまったら, 山下さんも最後まで否認を通すこ とができたかどうかわかりません。弁護士は、 経験を積むと、こういう証拠をそろえられたら、 どれくらいの勝ち目があるかということが何と なく見えてしまいます。弁護士にとって,被告 により沿って戦うという覚悟をすることは、経 験を積むほど難しくなるのです。だから、松本 弁護士が、奥さんに肩をたたかれて、初めて国 選弁護をすることになって、白紙の状態で弁護 活動を始めたのがよかったという面もあります。

## ○ 公判中の保釈の可能性

小島 結論からいうと保釈申請はしていません。これは、若い、経験の少ない弁護士が担当したために、そこのところに対する配慮が足りなかったと思います。申請さえしていないというのは、本当にまずかったと思います。認められた可能性がどれくらいあるのかというのは、また別の問題ですが、保証金を準備することも全く無理でした。しかし、最初からそれを考えなかったというのは、私の大きな反省点です。

#### 自白調書に関する判断

小島 自白調書に関しては、任意性も信用性 も争いましたが、任意性はありとされました。 ただ、信用性に関しては、さきほどの話にあっ たように、ふすまとぶつかって自白のように倒 れることができない、また動機が薄弱だ。信用 性がないということで排斥されたわけです。

#### ○ コピー写真による鑑定の精度

小島 写真に関しては、実況見分調書に貼られたカラー写真をさらにカラー写真で撮影したものです。そういう意味でいうと、直接的なものではありません。しかし、色の割合や位置が同じだという点では、本質は変わらないと考えました。いま思い出しました。途中で、弁護団

から申し入れて同じネガフィルムからカラー写真をプリントしてもらっています。写真鑑定は そちらを使用しました。少なくとも石山教授が 見た写真と同じネガフィルムに基づくカラー写真を分析してもらいました。

## ○ 無罪判決の意味

小島 丁寧に判決文を読むと、判決は、病死 であると断定するのに限りなく近いけれども, ノン・リケットによる結論です。判決文におい ては、病死であることは明らかであるとは書か れていません。しかし、病死の可能性が非常に 高いこと、また自白の信用性がほとんどないこ と、稲村鑑定については、扼痕がないことにつ いて疑問が残る,石山鑑定については,手のひ らで首を押さえたということ、また扼痕がない 点に疑問があるとされました。裁判所は、他殺 の要素を1つ1つ消去しながら、しかし、病死 であるという断定もしていません。そのことが、 刑事補償請求をする際に問題となりました。当 時1日7.400円の計算でしたが、それによると、 3年8ヶ月分で約900万円となります。しかし、 裁判所が実際に認めた刑事補償は、1日6,800



円で,600円を減額しています。これは,被告人が逮捕前に自白して,その自白を維持しているように,被告人に対する疑いが完璧には払拭されていないという理由によっています。

松本弁護士の奥さんは薬剤師です。松本さんは、夫婦でワーファリンとは何かについて話し合い、また奥さんが調査し、病死の症状と扼殺の所見はほとんど同じだということが判明しました。初期の頃は、奥さんの功績が 9 割ほどを占めていると思います。

森田 どうもありがとうございました。